

令和7年度・令和8年度 大阪市ホームページへのバナー広告掲載業務委託 仕様書

1 広告バナー掲載媒体の概要

(1) 名称

大阪市ホームページ（日本語ページ）

(URL <https://www.city.osaka.lg.jp/>)

(2) 掲載場所

ア トップページ

イ サブトップページ

「暮らし」「イベント・観光」「産業・ビジネス」「市政」の各ページ

ウ 上記以外に指定する別表記載の各ページ（以下、「指定ページ」という。）

(3) ページビュー数

トップページ：約140,000件／月

サブトップページ「暮らし」：約17,000件／月

サブトップページ「イベント・観光」：約7,000件／月

サブトップページ「産業・ビジネス」：約15,000件／月

サブトップページ「市政」：約33,000件／月

（いずれも令和6年6月～令和7年5月実績平均、百位を四捨五入）

※ 上記ページビュー数は参考であり、ページビュー数を保証するものではない。

2 バナーの規格

(1) サイズ

トップページ：横300ピクセル、縦150ピクセル

サブトップページ：横318ピクセル、縦159ピクセル

指定ページ：横120ピクセル、縦60ピクセル

(2) 容量

100KB以内

(3) ファイル形式

JPEG、PNG、gif（トップ・サブトップページ、指定ページ全てにおいて画像が切り替わるものは不可）

(4) 設置位置・枠数

トップページ：パソコン表示はフッタ上部に3枠を表示（最大12枠）し、3秒おきに1枠ずつ切替。

スマホ表示はフッタ上部に1枠を表示（最大12枠）し、3秒おきに切替。

サブトップページ：最下部に3枠を5秒おきに切替表示（最大12枠）。

指定ページ：ページの最下部に最大12枠。

※ レスポンシブウェブデザイン（ブラウザの表示サイズに合わせて、表示が切り替わるデザイン）のため、1行当たりの表示数は閲覧する環境により異なる。

※ 広告位置までスクロールを必要とする場合がある。

(5) その他

ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の各達成基準を満たすこと。

3 業務内容

本市が指定する各ページに掲載するバナー広告について、広告掲載者の募集及び申込受付、広告内容の審査、掲出データの提出、掲載料の徴収及び本市への納入並びにこれらに付随する一切の業務。

4 バナー広告に関する業務について

(1) バナーを掲載できる期間

ア 令和8年(2026年)1月5日(月)から2月1日(日)まで

イ 令和8年(2026年)2月2日(月)から3月1日(日)まで

ウ 令和8年(2026年)3月2日(月)から3月31日(火)まで

エ 令和8年(2026年)4月1日(水)から4月30日(木)まで

オ 令和8年(2026年)5月1日(金)から5月31日(日)まで

カ 令和8年(2026年)6月1日(月)から6月30日(火)まで

キ 令和8年(2026年)7月1日(水)から7月30日(木)まで

ク 令和8年(2026年)7月31日(金)から8月31日(月)まで

ケ 令和8年(2026年)9月1日(火)から9月30日(水)まで

コ 令和8年(2026年)10月1日(木)から10月29日(木)まで

サ 令和8年(2026年)10月30日(金)から11月30日(月)まで

シ 令和8年(2026年)12月1日(火)から12月28日(月)まで

※ 広告の掲載更新時期については原則として4(1)のアからシの各始まりの日の午前10時から午後0時の間とする。ただし、作業状況により若干前後することがある。また、シの掲載終了時間は12月28日午後5時とする。

※ メンテナンス等によりホームページを閉鎖する間も掲載期間に含まれるものとする。

※ 災害などにより、簡易版ホームページに切り替えを行う必要が生じた場合については、広告の掲載は行われない。

※ 各掲載期間においては、原則として広告の掲載内容の変更を行うことはできないものとするが、掲載期間中にやむを得ない事由が生じた場合は、本市と協議のうえ、変更を申請することができる。

(2) 掲載する広告については、バナーのみならず、リンク先ホームページの内容についても、「大阪市広告掲載要綱」及び「政策企画室広告掲載要領」に適合していることの審査を行うこと。なお、「大阪市広告掲載要綱」及び「政策企画室広告掲載要領」は契約期間中に改定する場合がある。

(3) 枠数を超える申込みがあった場合には、「政策企画室広告掲載要領」第6条に規定する取扱いに留意すること。

(4) 同一ページに同一の広告主による同内容の広告を複数掲出することはできない。

(5) 受注者は、自らの広告を掲載することができるものとする。

(6) 掲載の申込みは、「政策企画室広告掲載要領」第9条で規定する広告掲載申込書(第1号様式)にバナーイメージを貼付のうえ、掲載始期の前々月の25日までに本市へ提出すること。ただし、4(1)のアに掲

載するものについては、掲載始期の前々月の 20 日までに提出すること。本市は「政策企画室広告掲載要領」第 10 条で規定する広告掲載決定通知書（第 2 号様式）により可否を通知するものとする。なお、審査上必要と認められるときは追加の資料を求めることがある。

- (7) バナーファイルの提出はメールへの添付を原則とするが、CD-ROM 等の記憶媒体による提出も可能とする。
- (8) ホームページへの掲載は本市が行う。
- (9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、すみやかに本市担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

5 「指定ページ」のバナー広告について

受注者は、「指定ページ」のバナー広告についても、募集、申込受付等の業務を一元的に行うものとする。なお、広告の掲出 1 件につき指定ページごとに本市が定める掲載料のうち 8 割を本市が収入するものとする。

6 契約料等の支払について

(1) トップページ及びサブトップページにかかる契約料

大阪市ホームページのトップページ及びサブトップページ（「くらし」「イベント・観光」「産業・ビジネス」「市政」の各ページ）にかかる広告料については、次表のとおり期日までに納付書により納入するものとする。

回数	支払期日	金額
1 回目	令和 8 年(2026 年) 1 月末日	落札金額に 4 分の 1 を乗じ 1 円未満を切捨てた額
2 回目	令和 8 年(2026 年) 3 月末日	落札金額に 4 分の 1 を乗じ 1 円未満を切捨てた額
3 回目	令和 8 年(2026 年) 6 月末日	落札金額に 4 分の 1 を乗じ 1 円未満を切捨てた額
4 回目	令和 8 年(2026 年) 9 月末日	落札金額から上記の合計額を控除した額

(2) 「指定ページ」にかかる広告料

「指定ページ」にかかる広告料（広告の掲出 1 件につき指定ページごとに本市が定める掲載料のうち 8 割）については、毎月、掲載月の前月の 20 日までに、納付書により納入するものとする。

7 その他

大阪市ホームページのトップページ、サブトップページ及び「指定ページ」については、いずれも本市の方針により変更することがある。

(別表)

指定ページ名		月平均 ページビュー数	掲載料
① 「くらし」のページ			
ア	「戸籍・住民票・印鑑登録」	2,900 件	3,000 円
イ	「行政オンラインサービス」	1,100 件	2,000 円
ライフイベント			
ウ	「妊娠・出産」	3,300 件	2,000 円
エ	「子育て」	4,200 件	5,000 円
オ	「教育」	1,500 件	2,000 円
カ	「結婚・離婚」	800 件	2,000 円
キ	「引越し・住まい」	3,400 件	3,000 円
ク	「就職・退職」	800 件	2,000 円
ケ	「高齢者の方へ」	2,400 件	2,000 円
コ	「ご不幸」	600 件	2,000 円
各種メニュー			
サ	「ごみ・環境保全」	2,600 件	4,000 円
シ	「税」	800 件	2,000 円
ス	「交通」	100 件	2,000 円
② 「産業・ビジネス」のページ			
セ	「入札契約情報」	6,400 件	6,000 円
ソ	「公売・市有財産の売払・貸付・使用許可」	800 件	2,000 円
タ	「クルーズ客船入港情報」	2,300 件	2,000 円
③ 「市政」のページ			
チ	「職員等採用」	22,500 件	5,000 円

- ・ ページビュー実績は、令和6年6月～令和7年5月の月平均（十位を四捨五入）。
- ・ ページビュー実績は参考であり、毎月のページビュー数を保証するものではない。
- ・ 掲載料には、消費税等を含む。
- ・ 別表の記載に関わらず、広告掲載するページ等を一部変更する場合がある。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

【政策企画室秘書部秘書課 連絡先：06-6208-7231】

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること